

「大磯町公共下水道中期ビジョン(素案)」に

対する意見を募集

町では、下水道の現状と課題

の整理を行い、今後の下水道事業の中長期的な基本方針や整備目標等を定め、概ね10年間に取り組む施策をとりまとめた「大磯町公共下水道中期ビジョン」の策定を進めています。

このたび素案がまとまりましたので、町民の皆さん 의견を募集します。

▼募集期間

2月1日（火）から2月21日（月）まで

▼その他

意見書の様式は問いません。住所、氏名、「大磯町公共下水道中期ビジョン（素案）」に関する意見である旨を明記。

提出いただいた意見は、町の考え方を整理した上で公表します。

▼閲覧場所

町民情報コーナー（役場本庁舎、国府支所）、町ホームページからも閲覧できます。

▼提出方法と提出先

持参（土・日曜、祝日は除く）、郵送、FAX電子メール（gesuidou@town.oiso.kanagawa.jp）で、建設課あてに提出。

◎問い合わせ

建設課　内線214

▼作文の部

入賞　近藤 汐莉（大磯小）

▼書道の部

優秀賞　布川 彩（大磯小）



入賞　加藤優里菜（国府小）

下水道作品コンクール

3名が入賞

県内の小学校4年生を対象に毎年行われている、財神奈川県下水道公社主催の下水道作品コンクールにおいて、応募総数4,631点（町内小学校から29名が入賞されました。（敬称略）入賞作品は、相模川流域下水道右岸処理場（四之宮管理センター）に展示されています。

◎問い合わせ　建設課
内線214・224

受益者負担金の額は、

1m²当たり
377円です。

例えば、165m²（約50坪）の土地を所有している場合は
 $165\text{m}^2 \times 377\text{円}=62,200\text{円}$
(10円未満切り捨て)

負担金の額は？

対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額（1平方メートル当たり377円）を乗じて算出した金額です。

なお、負担金は土地に対して一回限りの負担です。

負担金を納める受益者とは？

整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者または権利者が受益者です。

負担金の納付方法は？

公共下水道施設を整備するためには多くの建設費用が必要です。その費用は国や県の補助金、借入金並びに町税などと皆さんに負担していただく受益者負担金（以下「負担金」）によってます。

算出した金額を3年に分割して納めることができます。

なお、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合、当該年度の最初の納期内の納付に限り、納付される年数

に応じて一括納付報奨金が交付されます。

負担金の減免と徴収猶予は？

負担金は、土地の用途に応じて減免することができます。

また、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予することができます。ただし、いずれも申請が必要です。

受益者に変更がある場合は？

土地の売買などにより、負担金を納付する受益者を変更する場合は、旧受益者と新受益者との連署で変更の届出が必要です。届出がない場合は、そのまま前の受益者が負担金を納付することになります。

◎問い合わせ　建設課
内線214・224

下水道事業の 受益者負担金制度に ご理解とご協力を